

令和 6 年度

# 事 業 計 画 書

自 令和 6 年 4 月 1 日  
至 令和 7 年 3 月 31 日



社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会

# 令和6年度 鹿屋市社会福祉協議会 事業計画

## 【基本方針】

新型コロナウイルス感染拡大の影響による行動制限が緩和され、徐々にコロナ以前の日常に戻りつつあるものの、依然として人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立や生活困窮世帯の増加など地域住民が抱える課題や支援ニーズも増加しており、さらに近年の急激な物価高騰により住民の生活は厳しさを増しています。

地域福祉の推進を使命とする社会福祉協議会は、国が提唱する「地域共生社会」の実現に向けて、これまでの枠組みでは対応が困難なケースに対して、多様な分野との連携による取り組みが求められています。

このようなことから、当会では、令和6年度から鹿屋市の委託を受け実施する「重層的支援体制整備事業」により、一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050問題や介護と育児のダブルケア等）や世帯全体が孤立・困窮している生活課題等に対して鹿屋市や関係機関等と連携を図りながら課題解決に向けて取り組みます。

また、介護保険事業については、厳しい経営状況のなか、効果的・効率的な介護サービス事業の運営に努めていくとともに、組織・財政の基盤を強化し安定した経営を行います。

令和6年度は、地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進する中核的な団体としての使命を果たすため、本会役職員が一丸となって、以下の重点目標を掲げて事業を推進します。

## 【重点目標】

- 1 組織・財政基盤の強化
- 2 地域福祉活動の推進
- 3 権利擁護推進センターの円滑な運営
- 4 障がい者基幹相談支援センターの関係機関との連携強化
- 5 市指定管理施設の適正な管理運営と利用促進
- 6 介護保険事業の効果的・効率的な運営

## 第1 総務課（所管事業）

### 1 法人運営事業の実施

#### (1) 理事会や評議員会等の開催

法人の業務を適切に執行するため、理事会や評議員会等を開催します。

- ① 理事会 年3回（6月・11月・3月）
- ② 評議員会 年3回（6月・11月・3月）
- ③ 正副会長会 年3回（5月・11月・3月）
- ④ 評議員選任・解任委員会（6月）

#### (2) 監事監査等の実施

法人の適正な運営を確保するため、監事監査等を実施します。

- ① 監事監査（5月）
- ② 監事による業務執行調査（5月）

#### (3) 事務事業の見直しと改善

効果的で効率的な業務を実施するため、事務事業の見直しと改善に努めます。

- ① 事務事業検証作業の実施（7月～8月）
- ② 予算ヒアリング（次年度事業内容や予算）の実施（10月～12月）

#### (4) 財務会計事務の適正な執行

持続可能で健全な法人運営のため、財務会計事務の適正な執行に努めます。

- ① 経理規程等に基づく適切な経理事務の執行
- ② 社会福祉法人会計指導業務の委託（公認会計士）
- ③ 組織的な管理体制による不祥事の防止（出納業務のチェック機能の強化、内部監査の実施等）
- ④ 適正な計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）等の作成、公表
- ⑤ 財産の適正な管理と効率的な運用
- ⑥ 財務状況の把握と経営分析、改善

#### ⑦ 【新規】鹿屋市社会福祉協議会中期経営計画の策定

- ⑧ 財源の安定的な確保と経費削減の推進
  - ア 公的財源の確保（補助金、受託金等）
  - イ 自主財源の確保（会費、寄附金、寄附付清涼飲料水自動販売機設置や寄附付き商品等の開発、共同募金配分金等）
  - ウ 民間財源の調査と有効活用（各種財団助成金等）
  - エ 効果的な経費節減の推進（事務所費等）
  - オ 社協だより広告掲載事業の実施
  - カ 市民からの遺贈寄附や相続寄附の受け入れ

#### (5) 広報啓発の推進と強化

広く市民に社協事業・活動などの周知と見える化を図るため、広報啓発の推進と強化に努めます。

- ① 社協だよりの発行（年4回〔4月・7月・10月・1月〕、カラー12頁、町内会全戸配布）
- ② 各支所（吾平・輝北・串良）による支所だよりの発行
  - ア 吾平支所・・・吾平福祉ふれあい便りの発行（10月・3月、吾平地区町内会全戸配布）
  - イ 輝北支所・・・輝北ふれあいセンターだよりの発行（9月・3月、輝北地区町内会全戸配布）

エ 串良支所・・・社協だより「串良版」の発行（2月、串良地区町内会全戸配布）

- ③ 【新規】社協ホームページ新システムの導入及びホームページの更新（隨時）
- ④ フェイスブックやLINE等のSNSを活用した広報啓発（隨時）
- ⑤ マスコミ（新聞、雑誌、FMかのや等）を積極的に活用した広報啓発（隨時）
- ⑥ 社協のしおりの配布（隨時）
- ⑦ 社協事業活動等紹介パネル展の実施（鹿屋市ふれあい健康福祉まつり、社協本所・分室・各支所）

#### （6）適切な労務管理の実施

全ての職員が心身共に健康で、働きやすい職場環境を創出するため、適切な労務管理の実施に努めます。

- ① 労働法制等に基づく職員の適切な労務管理（【新規】勤怠管理システムの導入）
- ② 労務管理等に関する相談と助言の委託（社会保険労務士）
- ③ 情報通信技術を活用したテレワークの環境整備やWEB会議の実施
- ④ 職員健康診断、ストレスチェック等の実施
- ⑤ 【新規】鹿屋市医師会による健康指導の実施、衛生委員会の開催

#### （7）職員の人材育成

法人の運営と業務推進のため、職員の安定的な確保と効果的な人材育成に努めます。

- ① 管理職・中間職・新任職の階層別研修の実施等による人材育成（隨時）
- ② 資格取得（社会福祉士や介護福祉士等）の勧奨、支援（隨時）

#### （8）役職員等研修の実施

専門的知識や技術等を習得するため、役職員を対象に研修を実施します。

- ① 県社協等外部機関・団体主催の研修会、セミナー、講習会等への参加（隨時）
- ② 理事・監事・評議員・職員研修会の実施（11月）
- ③ 職員全体研修、各課（室）研修等の実施（随时）

#### （9）社協会員制度の周知と加入促進

地域福祉の推進のために必要な財源を確保するために、会員規程に基づき、社協だより等に掲載するなどし、社協会員制度の周知と会員加入促進に努めます。

- ① 一般会員（各世帯）（5月）
- ② 団体会員・特別会員（企業・団体及び施設等）（7月～8月）

#### （10）社協表彰の実施

社会福祉功労者・団体等に対して、感謝と敬意を表すとともにその功績を称えるため、社協表彰を実施します。

- ① 鹿屋市ふれあい健康福祉まつり表彰式典で表彰状と記念品等の贈呈（10月）
- ② その他、多額寄附者・団体等へ感謝状の贈呈（随时）

#### （11）地域公益事業の実施

社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの一環として、市民の健康増進や生活困窮者支援のため、各種取り組みを実施します。

- ① 各種講座の実施（5講座×3回）（7月～12月）

#### （12）福祉・医療等専門職育成の支援

福祉・医療等専門職を目指す学生のため、福祉系大学や看護専門学校からの実習生を受け入れ、その育成を支援します。

- ① 社会福祉相談援助実習や看護学実習の場を提供（隨時）

(13) 鹿屋市民生委員児童委員協議会の事務局業務の受託

鹿屋市民生委員児童委員協議会の事務局業務を受託し、社協事業・活動と連携を強化します。

- ① 会務（総会、役員会、地区会長会等）の運営と各種研修会等の実施
- ② 関係機関・団体等との連絡調整

(14) 大隅地区社会福祉協議会連絡協議会事務局の運営

大隅地区内の社会福祉協議会の相互間連携や組織強化と地域福祉活動の充実を図ることを目的とした大隅地区社会福祉協議会連絡協議会の事務局を運営する。

※運営期間：令和5年4月1日から2年間

(15) 関係機関・団体等との連携、協調

地域福祉を推進する中核的な団体として、様々な関係者や組織・団体等との連携・協調に努めます。

## 2 介護サービス事業の経営（介護保険事業、障害者福祉サービス事業）

### 〔在宅福祉サービス室（本所分室）・輝北支所〕

社協介護事業の公益的使命を深く自覚しながら、介護を必要とする高齢者や障がい者が尊厳を持って、本人の有する能力に応じ、可能な限り住み慣れた在宅で安心して自立した日常生活を送れるよう支援します。

(1) 事業の内容等

- ① 介護保険事業の実施（根拠法令：介護保険法）

事業名	事業内容／事業所設置場所
ア 居宅介護支援事業	介護相談及び居宅サービス計画書の作成等／輝北支所＜輝北地域のみ＞
イ 訪問介護事業	自宅で入浴、排泄、食事等の介護及び清掃、買い物等生活援助サービスの提供／本所分室＜輝北地域のみ＞
ウ 訪問入浴介護事業	専用の浴槽やボイラー等設備を装備した入浴車で自宅を訪問し、入浴介護サービスの提供／本所分室＜鹿屋市全城＞

- ② 障害者福祉サービス事業の実施（根拠法令：障害者総合支援法）

事業名	事業内容／事業所設置場所
ア 居宅介護事業	自宅で入浴、排泄、食事等の介護及び清掃、買い物等生活援助サービスの提供／本所分室
イ 重度訪問介護事業	重度の障がい者に対し自宅で入浴、排泄、食事等の介護及び清掃、買い物等生活援助サービスの提供／本所分室
ウ 同行援護事業	視覚障がい者に対し移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援サービスの提供／本所分室
エ 移動支援事業	通院、買い物、習い事、散歩等外出支援サービスの提供／本所分室
オ 障害者等訪問入浴サービス事業	専用の浴槽やボイラー設備を装備した入浴車で自宅を訪問し、入浴サービスの提供／本所分室

## (2) 介護等職員の研修会の実施

### ① 内部研修等の実施

ア 事業所全体の月例研修、事業所毎の専門研修等

イ 介護事業所管理者会議

### ② 外部研修の参加

ア 県社協、県介護支援専門員協議会等主催の研修会等

## (3) 関係機関・団体との連携

### ① 介護保険事業における関係機関・団体との連携

ア 鹿屋市高齢福祉課介護保険係・鹿屋市地域包括支援センター

イ 市内介護保険関連事業所、医療機関

ウ その他関係機関・団体

### ② 障害者福祉サービス事業における関係機関・団体との連携

ア 鹿屋市福祉政策課障害福祉係

イ 市内特定相談支援事業所、医療機関

ウ その他関係機関・団体

## 3 権利擁護推進センターの円滑な運営と高齢者等の権利擁護

高齢者や障がい者等で判断能力や意思決定能力が不十分な方を対象に、福祉サービス利用支援事業や成年後見業務を実施して、高齢者や障がい者等の自立支援や権利擁護に努めます。また国が進める成年後見制度利用促進に向けて行政と連携を図り、権利擁護支援の地域連携ネットワークの拠点である中核機関の機能充実に努めます。

## (1) 中核機関の役割

### ① 権利擁護や成年後見制度に関する周知広報

### ② 市民や関係機関等からの権利擁護等に関する相談対応や助言、情報提供

### ③ 行政や関係機関等との連携・協議

## (2) 権利擁護推進センターの運営

### ① 福祉サービス利用支援事業の実施

ア 福祉サービス利用支援専門員の配置

イ 県社協や関係機関・団体との連携

### ② 成年後見業務（法人後見業務）の実施

ア 成年後見専門員の配置

イ 被後見人等の受任

ウ 家庭裁判所や関係機関・団体との連携

## 4 障がい者基幹相談支援センター事業の実施 [在宅福祉サービス室]

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うとともに、地域における相談支援機能の強化や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進することにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めます。

(対象地区：肝属地区2市4町)

## (1) 障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提

供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

① 障がい者相談支援事業

- ・福祉サービスの利用援助
- ・社会資源を活用するための支援
- ・専門機関の照会 等

② 権利擁護・虐待防止の取組

- ・成年後見制度利用支援事業の支援
- ・虐待防止に関する相談支援
- ・差別解消に関する相談支援

(2) **相談支援事業**

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能等の強化を図ります。

① 地域の相談支援体制強化の取組

- ・地域の相談支援事業者に対する支援
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- ・地域の相談機関との連携強化の取組
- ・地域移行・地域定着の促進の取組 等

② 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

- ・不動産業者に対する物件あっ旋依頼及び家主等との入居契約手続支援に関する業務
- ・緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡・調整等に関する業務

(3) **地域生活支援拠点等の機能充実に向けた取組**

障害者等の生活を地域全体で支える提供体制を構築するため、地域の実情に応じて下記の機能の構築を図ります。

- ① ワンストップの相談窓口、常時の連絡体制の確保
- ② 緊急時の受入れ・対応
- ③ 体験の機会・場の提供
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり等

(4) **【新規】医療的ケア児の支援体制の整備**

医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する必要な支援を行うとともに、知域資源の構築や支援体制の整備に努めます。

(5) **肝属地区障がい者自立支援協議会の運営（事務局）**

肝属地区障がい者自立支援協議会の事務局を担い、地域課題への対応や関係機関の連携、情報提供等に努めます。

## 5 低所得世帯等の福祉の増進

(1) **生活福祉資金貸付事業の実施**

低所得者、障がい者、高齢者の世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ります。

- ① 生活福祉資金の相談、助言、貸付、償還指導
- ② 生活困窮者自立支援事業実施機関との連携
- ③ 偿還促進月間の実施

- ④ 新型コロナ特例貸付償還・償還猶予・償還猶予後事務の相談対応

(2) 地域くらし・ささえあい事業の実施

新型コロナ特例貸付借受人に対して、アウトリーチを行い、生活課題を把握し、課題解決に向けて、関係機関と連携しながら寄り添った支援を行います。

(3) 小口資金貸付事業の実施

鹿屋市の住民で緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった世帯に対し、資金の貸付けを行います。小口資金貸付など他法他施策により対応できない一時的生活困窮者に対し、人道的観点から緊急に現金を貸付けることで危機的状況を回避します。

- ① 小口資金の相談、助言、貸付、償還指導
- ② 償還促進月間の実施・催告書の送付

(4) 法外援助事業の実施

小口資金貸付など他法他施策により対応できない一時的に生活に困窮している世帯に対し、現金を給付することで生活の安定と自立の促進を図ります。

## 6 社会福祉施設の管理運営等

(1) 社会福祉会館事業の実施（本会所有施設）【在宅福祉サービス室（本所分室）】

地域福祉事業等の推進及び社会福祉団体等の福祉活動の拠点施設として、施設の管理運営と利用促進等に努めます。

- ① 施設の管理運営と利用促進等
  - ア 適正な管理運営と利用促進
  - イ 会議室・事務室の施設提供
    - (ア) 会議室：社会福祉を目的とする機関・団体等
    - (イ) 事務室：鹿児島県社会福祉協議会福祉人材・研修センター  
肝属保護区保護司会（更生保護サポートセンター）

(2) 輝北ふれあいセンター管理運営事業の実施（市指定管理事業）【輝北支所】

社会福祉等の向上及び増進を図り、地域間の交流及び地域の活性化に資するための複合的な拠点施設として、施設の管理運営と利用促進等に努めます。

- ① 輝北ふれあいセンターの管理運営と利用促進
  - ア 適正な管理運営及び利用促進
  - イ センター運営協議会の開催（年2回）
- ② 輝北ふれあいセンターに関する情報の提供
  - ア 輝北ふれあいセンターだよりの発行
    - （年2回以上、輝北地域全戸配布及び各公共施設等へ配布）
  - イ 輝北ふれあいセンター案内リーフレットの配布（随時）
  - ウ 社協だよりや社協ホームページ等を活用した情報提供
- ③ 施設利用に関する調査
  - ア 施設利用者満足度調査の実施
- ④ 市民等の健康増進
  - ア 妙見温泉を活用した公衆浴場事業の実施
- ⑤ イベントの実施
  - ア 輝北福祉ふれあいフェスタの開催（年1回）

イ 輝北ふれあいセンター杯グラウンドゴルフ大会の開催（年2回）

⑥ 施設の利便性向上と交流促進

ア N P O 法人輝北キラキラ館会員生産者の地元農産物等の販売（きほくやすらぎ市場）

イ 地元農産物等を使用した昼食の提供（きほくやすらぎ食堂）

## 第2 地域福祉課（所管事業）

### 1 地域福祉活動の推進

#### (1) 地域福祉協議会設立及び活動促進

住民に身近な地域で、地域生活課題を包括的に受け止める体制及び住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる環境の整備に努めます。

- ① 地域福祉協議会の設立及び活動支援
- ② 地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- ③ 住民アンケート及び支え合いマップ等による地域ニーズの把握
- ④ 地域住民等に対する研修の実施
- ⑤ 地域づくりを推進する市関係各課との連携

#### (2) ふれあいネットワークづくり事業の実施

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の中で支援が必要な方を見守る体制を構築するとともに継続的に活動できるよう支援を行います。

- ① 高齢者等の見守り体制の構築及び支援
- ② 関係機関と連携した近隣福祉ネットワーク活動の支援〔輝北支所〕
- ③ ふれあいネットワーク連絡会の開催

#### (3) ふれあい・いきいきサロン事業の実施

住み慣れた地域で気軽に集える場所を作ることで、生きがいづくりや仲間づくりを行います。

- ① 高齢者サロンの設立促進及び活動支援
- ② レクリエーション用具の貸出
- ③ 【新規】外国籍の方を対象にした「ワールドサロン（仮称）」の開催

#### (4) ドライブサロン事業の実施

自ら交通手段を有しない高齢者等に対し、買い物等の生活支援や、生きがいづくりを行うための交通手段を社会福祉法人と連携して提供します。さらに、地域の福祉協議会と連携し、運転ボランティアを活用したドライブサロン+（プラス）を普及することで、買い物困難地域の生活支援に努めます。

- ① 生活支援型ドライブサロン事業の推進
- ② 生きがいづくり型ドライブサロン事業の推進
- ③ ドライブサロン+（プラス）事業の推進
- ④ ドライブサロン連絡会の開催

#### (5) こども食堂の支援

地域のこども達に、無料または低額な料金で栄養のある食事を提供するとともに、地域の様々な方が参加することにより、多世代交流の場にもなっているこども食堂の活動を支援します。

- ① こども食堂の立上げに関する情報提供及び支援
- ② 市民等から寄贈された食材等の提供
- ③ こども食堂ネットワーク連絡会の開催
- ④ 【新規】こども食堂に関する広報啓発（こども食堂展の開催）

#### (6) 【新規】重層的支援体制整備事業の実施

地域住民の複雑化・複合化した様々な支援ニーズに対応するため、市や相談支援機関・各種団体と連携・協働し、「包括的な支援体制」を構築することで、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指します。

## ① 【新規】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことで、地域における共助の取り組みを活性化させ、地域福祉の推進に努めます。

- ア 地域住民のニーズ・生活課題の把握
- イ 地域住民の活動支援・情報発信
- ウ 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- エ 行政や地域住民、社会福祉法人等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの構築

## ② 【新規】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関や地域住民等とのつながりを構築し、複合的・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない方について、アウトリーチ等の手法を用いて把握する。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、信頼関係に基づくつながりを構築し、継続的な支援を行う。また、市直営の多機関協働事業が行う重層的支援会議にて本事業の利用が決定した世帯については、支援プランを作成し継続的な支援を行う。

- ア 支援関係機関や地域住民等との連携を通じた情報収集
- イ 対象者との関係性構築に向けた継続的な支援
- ウ 家庭訪問及び同行支援

## ③ 【新規】参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、ニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行う。また、既存の社会資源の拡充を図り、本人の支援ニーズや状態に合った支援メニューを作成する。

- ア 多機関協働事業や支援関係機関と連携した対象者の把握
- イ 本人や家族に対し訪問、電話、メール等による継続的なアプローチの実施
- ウ 身寄りのない方の実態把握や研修会の開催
- エ ひきこもりに関するセミナーの開催
- オ 児童の発達特性や精神疾患等に関する研修会の開催
- カ ヤングケアラーや不登校等に関して市教育委員会等と連携した支援協議
- キ 中間的就労等の地域資源の把握と拡充

## (7) 生活困窮者食料支援事業の実施

生活に困窮し、食料に困っている世帯に対し食料支援を行うことにより、危機的状況を回避します。

- ① 生活困窮世帯への本会備蓄食料品の提供・生活困窮者食料支援の周知
- ② 生活困窮世帯への「食料支援に関する協定締結先」からの食料品の提供

## (8) かごしまおもいやりネットワーク事業の実施

社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」として、福祉課題や生活課題を抱える地域住民等を対象に、経済的支援、相談支援、継続的な見守り等を実施します。

- ① 各関係機関との連携
- ② 世帯に対する相談支援の実施
- ③ 世帯に対する経済的支援の実施
- ④ 支援実施後の見守り

- ⑤ 社会福祉法人等連絡会の開催
- (9) 地域福祉推進計画の進行管理

鹿屋市地域福祉推進計画に掲げた取り組みが、計画どおりに実行されるよう適切な進行管理に努めます。

- ① 地域福祉推進計画評価シートに基づき、目標に対する到達度を毎年評価する。

## 2 生活支援・介護予防体制の充実・強化

- (1) やすらぎの里づくり支援事業の実施【輝北支所】

輝北ふれあいセンターを拠点施設に様々な取り組みや活動を開催することにより、住民の生きがいづくりや健康増進に努め、暮らしやすい地域社会づくりを目指します。

- ① 生きがいづくりの支援

- ア やすらぎサロン事業（温泉を活用し、介護予防を兼ねた高齢者のデイサービス）の実施
- イ 小中学生を対象とした長期休暇期間中の学習支援教室の開催
- ウ 余暇善用のため趣味講座等を開催し、併せてセンターに趣味用具等を揃え活性化を図る。

- ② 健康づくりの支援

- ア 高齢男性の料理教室や生活習慣病の予防のための講演会の開催
- イ 輝北地域の歯科医による高齢者の介護予防のための歯科検診の実施
- ウ 温泉の利用促進と健康づくりに役に立つ温泉入浴講習会の開催
- エ 子育ての悩み解決や知識習得のための子育て講座の開催

- ③ 生活基盤づくりの支援

- ア 生鮮食料品や日用品等の買い物場所への送迎支援
- イ 行政機関及び金融機関等への送迎支援
- ウ 鹿屋市通所付添サポート事業（移動困難者への住民ボランティアによる移動支援）

- (2) 【新規】輝北地区乗合ワゴン事業の実施（自家用有償旅客運送）

公共交通不便地域に居住する方の移動手段を確保し、日常生活の利便性向上を図るために、社協所有のワゴン車を利用した輝北町全域を運行エリアとする乗合ワゴン（自家用有償旅客運送）事業を実施します。

- (3) 福祉機器貸出事業の実施

- ① 車いすの無償貸出

## 3 総合相談事業の実施

市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言及び援助を行い、解決の糸口が見いだせるよう相談事業を実施します。

- (1) 心配ごと相談事業（一般相談）

毎週月～金曜日（祝日・年末年始は休み）、午前9時～正午

- (2) 専門相談事業

- ① 税務・経営相談（毎月第1金曜日、午前9時～正午）
- ② 法律相談（毎月第2金曜日、午後1時～午後4時）
- ③ 財産・登記相談（毎月第2・3・4金曜日、午前9時～正午）
- ④ 終活相談（毎月第4木曜日、午前9時～正午）

(3) 【新規】高齢者のためのスマホ・パソコンお悩み相談会(仮称)の開催

(4) 周知広報の強化

- ① 市広報や社協だより、福祉プラザ通信等を活用した広報
- ② 行政機関や地区学習センター等へのポスター掲示や、チラシの整備
- ③ 各種会議等でのチラシ配布による周知

#### 4 ボランティア活動の推進

(1) 市民交流センター福祉プラザ管理運営事業の実施（市指定管理事業）

高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民が健康でいきいきと自立した生活を営み、社会参加活動を行うとともに、誰もが気軽に交流を深めることができる地域福祉活動の拠点施設として、施設の管理運営と利用促進等に努めます。

- ① 福祉プラザの管理運営と利用促進
  - ア 適正な管理運営と利用促進
    - イ 施設利用団体の登録管理、新たな掘り起こし（随時）
    - ウ 福祉プラザ利用登録団体連絡会の開催（年1回）
  - ② 福祉プラザに関する情報の提供
    - ア 情報誌の発行（4半期に1回以上、町内会回覧及び各公共施設等へ配布）
    - イ 施設案内リーフレットの配布（随時）
    - ウ 社協だよりや社協ホームページ等を活用した情報提供（随時）
  - ③ 施設利用等に関する調査
    - ア アンケート調査箱の設置
    - イ 施設利用者満足度調査の実施
  - ④ ボランティアセンター事業の実施
    - 他人や地域を思いやる「福祉の心」の醸成を図り、福祉に対する理解と関心を深め、ボランティア活動の推進やその環境づくりに努めます。
      - ア 福祉教育の推進
        - (ア) 福祉イベント（ボランティアフェスティバル等）の開催
        - (イ) 福祉・ボランティア作文コンクールの実施
        - (ウ) ボランティア活動推進校における福祉教育の支援
        - (エ) 福祉体験出前講座の開催（地域・学校・企業等）
        - (オ) 福祉体験教材等の貸出（高齢者疑似体験セット、白杖、車いす等）
        - (カ) 児童・生徒のふれあいボランティア活動事業の実施
      - イ ボランティアの育成
        - (ア) 【新規】小学生のレクリエーションボランティア講座～マジック～
        - (イ) 【新規】障がい者スポーツ体験講座（中・高校生）
        - (ウ) ボランティア養成講座の開催
      - ウ ボランティアセンター機能の充実
        - (ア) ボランティアセンター運営委員会の開催
        - (イ) ボランティア活動に関する情報の収集及び提供
        - (ウ) ボランティアの需給調整

- (エ) ボランティアバンクの整備
- (オ) ボランティアの活動支援（ボランティア活動保険加入手続き等）
- (カ) イベント等を通したボランティアの啓発

### （2）鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業等の実施

65歳以上の高齢者が行う健康づくりや社会参加の取組みに対して、ポイントを付与して活動を活性化し、健康寿命を延伸し、要介護状態への進行防止に努めます。また、全ての年齢層の方が行う介護保険施設等におけるボランティア活動や在宅高齢者等の支援活動に対して、ポイントを付与することにより地域における高齢者支援の担い手の育成に努めます。

- ① 登録及び手帳の交付
- ② ポイントの付与及び管理並びに転換交付金等の交付
- ③ 事業の普及啓発
- ④ フォローアップ研修会等の開催（年2回）

### （3）鹿屋市高齢者地域支え合いグループポイント事業の実施

65歳以上の高齢者を含むグループによる互助活動等の社会参加に対し、ポイントを付与して活動を活性化し、地域包括ケアシステムにおける自助・互助の住民参加の意識を醸成します。

- ① グループの登録承認
- ② グループの活動促進及びグループの活動実績の把握
- ③ ポイント付与及び交換並びに転換交付金等の交付
- ④ 事業の普及啓発
- ⑤ フォローアップ研修会の開催及び地域交流会の実施

## 5 災害救援活動の実施

### （1）災害救援活動支援事業の実施

鹿屋市内で災害が発生した際に、市役所・県社協・鹿屋青年会議所・大隅災害復旧ボランティア等と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。また、災害が発生した場合を想定した訓練を実施するとともに、平時から各種団体等との連携を図ります。

- ① 関係機関・団体との連絡会及び模擬訓練等の開催
- ② 関係機関・団体と連携した災害ネットワークづくりの推進
- ③ 社協・市役所・鹿屋青年会議所・大隅災害復旧ボランティアの4者による災害ボランティア研修会の開催
- ④ 県総合防災訓練等への参加（災害ボランティアセンター設置・運用訓練）

### （2）被災者支援事業の実施

火災や風水害等による被災者に対して、社協・共同募金・日赤から救援物資や金品等を贈ります。

### （3）被災地への職員派遣

大規模災害等により被災地で災害ボランティアセンターが開設された際、災害ボランティアセンターの運営を支援するため、災害時相互応援協定等に基づき職員派遣を行います。

## 6 障がい者の社会参加と自立支援

### （1）障害者社会参加促進事業の実施

障がい者の社会参加を促進する事業を実施し、障がい者の社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を図ります。

- ① 手話奉仕員養成講習会の開催
- ② 点訳奉仕員養成講習会の開催
- ③ 音訳奉仕員養成講習会の開催
- ④ 要約筆記奉仕員養成講習会の開催
- ⑤ 点字・声の広報発行事業の実施

#### (2) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）の実施

聴覚障がい者等が円滑な意思疎通を図れるよう意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者）を派遣します。

- ① 意思疎通支援者の派遣
- ② 手話通訳者等専門研修会の開催（年1回）

#### (3) 福祉機器リサイクル事業の実施

車いすや特殊寝台など不用になった福祉機器を市民から無償で譲り受け、必要な方に無料で提供します。

### 7 子育て支援事業の実施

#### (1) 鹿屋市ファミリー・サポート・センター事業の実施

子育て中の保護者等が地域で安心して子育てができるよう、子育て機能の充実を図ります。

- ① アドバイザーの配置
- ② 会員の掘り起こし及び利用促進、会員間の調整
- ③ 新規登録会員への講習会の開催（年3回及び利用会員については随時登録）
- ④ 会員のフォローアップ講習会の開催（年1回）
- ⑤ 全体交流会の開催（年1回）
- ⑥ 会報の発行（年2回）

#### (2) つどいの広場“りな”事業の実施

乳幼児をもつ親とその子どもが気軽にかつ自由に利用できる環境づくりに努め、子育て親子間の交流促進や子育てアドバイザーによる育児相談を行います。

- ① 子育て親子の交流、集いの場の提供と交流の促進
- ② 子育てに関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援等に関する講習等の実施（月1回以上）
- ⑤ 「地域子育て支援拠点事業」関係者との連携
- ⑥ りなっこだよりの発行（月1回）

### 8 各種イベントの開催

#### (1) 鹿屋市ふれあい健康福祉まつりの開催

#### (2) 各支所（吾平・輝北・串良）地域ふれあいフェスタの開催

### 9 共同募金運動の実施

- (1) 共同募金（10月1日～12月31日）
- (2) 歳末たすけあい募金（12月1日～12月31日）

## 10 共同募金・歳末たすけあい募金配分金事業の実施

共同募金・歳末たすけあい募金を財源に町内会やボランティア団体等へ助成することで、地域福祉活動の推進を図るとともに、共同募金・歳末たすけあい募金に対する市民の理解の促進と募金活動に対する意識の高揚に努めます。

### (1) 共同募金配分金事業の実施

共同募金配分金を財源に助成事業等を実施することで、地域福祉活動の推進を図ります。

- ① 福祉団体等への助成
- ② 町内会やボランティア団体等への公募型助成
- ③ 敬老の日祝品贈呈
- ④ 児童への学習支援
- ⑤ 地域福祉協議会への運営費助成
- ⑥ 広報啓発活動

### (2) 歳末たすけあい募金配分金事業の実施

歳末たすけあい募金配分金を財源に年末年始に地域で行われる活動等に対して助成を行うとともに、年末年始を安心して暮らせるよう支援を行います。

- ① 歳末たすけあい見舞品贈呈
- ② 地域歳末たすけあい公募型助成
- ③ 児童施設への歳末見舞金贈呈
- ④ 生活困窮者支援
- ⑤ 広報啓発活動

### (3) 各種イベントの開催

共同募金の普及広報啓発を目的としたイベントを開催します。

## 11 日本赤十字社会員増強運動の実施

5月を中心、「赤十字運動月間」として、日本赤十字社鹿児島県支部と連携を図り、町内会や企業・団体等への会費募集や周知広報を行います。

- (1) 戸別会費、職域会費募集
- (2) 協賛委員による会費募集
- (3) ダイレクトメールによる会費募集
- (4) 啓発活動

## 12 福祉団体等の育成援助

各種福祉団体・福祉支援団体等の活動や組織運営を側面的に支援することにより、自主的な運営や活動の活発化を促進し、会員及び支援対象者の福祉の向上を図ります。

- (1) 総会等の開催支援
- (2) 日常的な事務処理支援
- (3) 必要な物品の貸与